

城西大学・城西短期大学研究倫理委員会規程

2009年9月18日 制定

(目的)

第1条 この規程は、城西大学・城西短期大学研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）の趣旨に則り、城西大学・城西短期大学（以下「本学」という。）における研究者の研究活動における研究倫理に関する事項の遵守を促し、研究活動における倫理規範の確立に努めるとともに、不正行為に対する措置等について定め、不正行為を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 本学の専任教員及び本学の施設設備を利用して研究を行っている者をいう。
- (2) 対象研究者 前号の研究者のうち第8条の規定により不正を告発又は情報提供に関する通報又は相談（以下「通報等」という。）された者及び第12条の規定により予備調査の対象になった者をいう。
- (3) 「不正行為」 研究成果の申請、実施、報告又は審査において次に掲げる行為及びそれらを助力することをいう。
 - (ア) 論文作成（含む著作権等）及び結果報告におけるデータ、情報、調査等に関して、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、ねつ造（研究者等が調査や実験等を行なわなかつた、または調査や実験を行なつたが資料・情報・データ等を取得できなかつたにもかかわらず、恣意的に研究結果の一部又は全部を作成することをいう。）、改ざん（研究者等が行った調査・実験などを通じて得た資料・情報・データ等を、根拠なく修正又は削除することをいう。）及び盗用（他者の未公開のアイディア、分析・解析方法、データを当該研究者の了解なく使用すること。あるいは他者の研究結果・論文又は用語を使用しプライオリティを主張すること。また、適切な手続と表示を行なわずに引用することをいう。）（以下「特定不正行為」という。）
 - (イ) 学内外から得た研究費の不正使用、不正受給をすること。
 - (ウ) 研究成果の二重投稿、不適切なオーサーシップ等をすること。
 - (エ) その他、研究倫理規程に違反すること。
 - (オ) 法令等、本学が定める実験・研究に係る諸規定等に違反すること。
 - (カ) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証の妨害行為をすること。

(研究倫理委員会の設置)

第3条 第1条の規定及び研究倫理規程第25条に基づき、不正行為の審議、調査、検討するために本学研究倫理委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

2 本委員会は、次の各号に定める者でもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 副学長から1名
- (2) 大学院研究科長から4名
- (3) 学部長から2名
- (4) 専任教員から 2名

3 本委員会には、委員長及び副委員長を置く。委員長は、前項第1号に定める副学長とし、学長が委嘱する。副委員長は、前項に定める委員から学長が委嘱する。

(審議事項及び任務)

第4条 本委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 研究倫理規程第22条から第24条に定める本学の責務に関する事項
 - (2) 研究倫理規程の運用、解釈に関する事項
 - (3) 研究倫理規程の改廃に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 2 本委員会は、不正行為が生じているおそれがある場合には、調査を行うものとする。
- 3 本委員会は、必要があると認められる場合には、研究者に対して、指導及び助言を行なうものとする。
- 4 本委員会は、研究者の重大な不正行為があると認められる場合には、再発防止を含めた是正勧告又は当該研究者の懲戒等の処分の勧告を学長に具申するものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 本委員会は委員の過半数の出席で成立し、本委員会の議決は本委員会の出席した委員の過半数をもって決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第4条第3項および第4項に規定する事項の議決については、本委員会に3分の2以上の委員が出席し、出席した委員の3分の2以上に当たる多数によらなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 第3条の規定に関わらず、本委員会が必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(不正行為に関する通報等)

第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も告発窓口に対して告発をすることができる。

- 2 前項の者（以下「通報者等」）は、原則として顕名による通報・告発・相談受付票（別紙様式）をもって、第24条に規定する窓口に通報等を行うことができる。
- 3 匿名による申立てがあった場合、信ずるに足りる相当の理由、証拠等のある場合を除き、調査対象として受理しない。
- 4 書面による通報等など、受付窓口が受け付けたか否かを通報者等が知り得ない方法による通報等がなされた場合は、通報者等（匿名除く）に通報等を受け付けたことを書面によって通知する。
- 5 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。
- 6 不正行為が行われようとしている、または不正行為を求めるとしているという通報等については、その内容を確認及び精査し、相当の理由があると認められたときは、対象研究者に警告を行う。ただし、対象研究者が本学に所属していない場合は、対象研究者の所属する研究機関に通知し、回付することがで

きる。本学に所属しない対象研究者に対して、本学が警告を行った場合は、対象研究者の所属する研究機関に警告等の内容を通知する。

7 報道、会計検査院等の外部機関により不正行為の疑いが指摘された場合は、不正行為に関する通報等に準じた取扱いをすることができる。

8 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されており、不正行為を行ったとする研究者及び研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限り、不正行為に関する通報等に準じた取扱いをすることができる。

(守秘義務)

第9条 本委員会の委員及び調査委員は、本規程に基づく不正行為の申立て、調査により知り得た秘密は、これを他に漏らしてはならない。

2 調査事案が漏えいした場合、通報者等及び対象研究者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者等または対象研究者の責めにより漏えいした場合は、当人の了解を不要とする。

(調査)

第10条 本委員会は、次に掲げる事項が発生した場合、調査委員会を設置し速やかに調査を行わなければならない。

(1) 第24条に規定する窓口に、第8条の通報等があった場合

(2) 監査等により、不正行為の疑いのある旨の報告を受けた場合

(調査委員会)

第11条 調査委員会は、委員長が研究倫理委員会の構成員の中から指名した3名以上の調査委員、委員長が指名する3名以上の専門委員をもって構成する。ただし、委員長が必要と認めたときには、調査委員を追加し指名することができる。

2 前項の構成員は、半数以上を当該機関に属さない第三者にて構成することとし、通報者等及び対象研究者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 第1項の構成員の中から、委員長の指名する者を責任者に充てるものとする。

4 調査委員会は、研究倫理委員会が調査及び再審査の決議結果を学長及び調査対象者に報告したときに解散する。

5 調査委員会は、原則として調査委員会設置日から起算して1ヵ月以内に研究倫理委員会に調査結果を報告するものとする。

(予備調査)

第12条 第8条に基づき、通報等があった場合は、学長は、7日以内に内容の合理性を確認し、予備調査の要否を判断しなければならない。

2 学長は、申立ての有無に関わらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われるときは、職権により予備調査の開始を委員長に命じることができる。

3 委員長は、学長から命じられた日から14日以内に本委員会を招集し、速やかに予備調査を実施しなければならない。

4 委員長は、申立ての有無に関わらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われるときは、職権により予備調査の開始を本委員会に諮ることができる。この場合、本委員会に諮ることができる

ときから 14 日以内に本委員会を招集し、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 5 予備調査の実施判断がなされた場合は、実施判断がなされた日から 20 日以内に通報者等(匿名を除く)に対して予備調査の実施について通知しなければならない。
 - 6 報道、会計検査院等の外部機関の指摘により、不正の疑いが生じた場合も通報等と同様の取扱いとし、学長が必要と認めた場合は、委員長に予備調査を命じることができる。
 - 7 公的研究費に係る予備調査の実施が決定した場合は、通報等があった日から 30 日以内に予備調査を実施することを当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告し、協議しなければならない。
 - 8 予備調査は、通報等の内容の合理性、調査可能性等について調査を行う。
 - 9 予備調査においては、次の各号に掲げる事項を調査することができる。
 - (1) 関係資料等の調査
 - (2) その他、予備調査に必要な事項
- 10 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断しなければならない。
 - 11 本委員会は、本調査実施の要否について、通報等のあった日から 30 日以内に判断しなければならない。
 - 12 予備調査の結果については、文書にまとめて速やかに委員長に報告しなければならない。
 - 13 予備調査の結果、本調査にいたらなかった場合、委員長はその結果及び理由を学長に報告する。また、通報者等にも同様に報告することとし、予備調査に係る資料とを保存し、当該事案に係る配分機関、関係省庁及び通報者等の求めに応じ開示することができる。
 - 14 予備調査に必要な事項は、別にこれを定める。

(本調査)

- 第13条 委員長は、前条の予備調査において不正行為が存在するもしくは存在の疑いがあると思料する場合には、調査結果を文書にまとめて、速やかに学長へ報告しなければならない。
- 2 学長は、報告を受け不正行為が存在する疑いがあると判断した場合には、速やかに委員長に本調査を実施するよう命じるとともに、理事長に本調査実施までの経過を報告しなければならない。
- 3 本委員会は、本調査の実施が決定した場合、通報者等及び対象研究者に対し、速やかに本調査の実施を通知し、調査への協力を求める。通報者等及び対象研究者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関に対しても本調査の実施を通知する。
- 4 本調査の実施が決定した場合は、決定した日から 30 日以内に本調査を開始しなければならない。
- 5 不正行為が特定不正行為及び公的研究費に係る不正であった場合は、速やかに、調査方針、調査方法等について当該事案に係る配分機関と文部科学省に報告し、協議しなければならない。
- 6 本調査において、調査委員会は、次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 調査対象となる事案に関する資料、情報、データ等の精査
 - (2) 対象研究者及びその他の関係者からの事情聴取
 - (3) 取引先業者からの事情聴取、関係資料等の調査
 - (4) 対象研究者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止
 - (5) その他、調査に必要な事項
- 7 調査委員会の本調査にあたって、通報者等及び対象研究者並びにその関係者は誠実に協力しなければならない。
- 8 調査委員会から関係資料等の提出を求められた場合は、対象研究者及びその関係者は、これに応じな

ければならない。

- 9 関係資料等の隠滅、廃棄等が行われる恐れがあると調査委員会が判断した場合は、関係する研究室等の一時閉鎖、実験・解析等に係る設備・装置・機器・資料の保全を行うことができる。これらの措置に影響しない範囲であれば、研究対象者の研究活動を制限しない。
- 10 一時閉鎖、保全を行う場合は、事前に学長の承諾、並びに調査対象者及びその関係者が所属する学部等の学部長等（以下「所属長」という。）の承諾を得るとともに、当該学部長等が指名する教授2名の立ち会いを必要とする。
- 11 対象研究者は、事情聴取に際して、意見の陳述または弁明を行うことができる。対象研究者が意見の陳述または弁明をするにあたって、研究が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと及び論文等もそれに基づき執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。また、研究費の使用においては、会計処理基準等に則り適正に処理したことを、法的根拠（取扱要領等を含む。）に基づき説明しなければならない。
- 12 前号の意見の陳述及び弁明については、対象研究者本人が行うものとするが、付添人の同席を認めることができる。
- 13 調査委員会が必要と認める場合または対象研究者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、再現実験の機会を確保する。その際は、調査委員会の指導及び監督の下で行うこととする。
- 14 本調査の対象には、通報等があった事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した研究対象者のほかの研究活動も含めることができる。
- 15 通報等があった事案の調査に当たっては、通報者等が了承した時を除き、調査関係者以外の者や対象研究者に通報等が特定されないよう周到に配慮しなければならない。
- 16 不正行為が特定不正行為に当たる場合は、通報等があった事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関及び関係省庁に提出する。
- 17 本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき事項が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないように十分配慮しなければならない。

（異議申し立て）

- 第14条 本調査に当たり、調査委員の氏名、所属を通報者等及び対象研究者に示さなければならない。
- 2 通報者等及び対象研究者は、前項における提示がされた日から7日以内に異議申し立てをすることができる。この場合において、本委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者等及び対象研究者に通知しなければならない。

（調査手続、方法等の公表）

- 第15条 不正行為の疑義が生じた際の調査手続、方法等について、本学のウェブページに掲載し、学内外へ公表することができる。

（不正行為の通報等に係る事案の調査及び調査を行う機関）

- 第16条 本学に所属する研究者に係る特定不正行為の通報等があった場合、原則として、本学が通報等のあった事案の調査を行う。

- 2 どの研究機関にも所属していないが、専ら本学の施設及び設備を使用して研究する研究者についても前項と同様とする。
- 3 対象研究者が複数の研究機関に所属する場合、原則として対象研究者が通報のあった事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行う。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関との間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- 4 対象研究者が現に所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究活動に係る通報等があった場合、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で通報等があった事案の調査を行う。
- 5 対象研究者が、通報等があった事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職していた場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、通報等があった事案の調査を行う。対象研究者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、通報等があった事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、通報等があった事案の調査を行う。
- 6 前各項までによって、通報等があった事案の調査を行うこととなった場合は、対象研究者が本学に所属しているか否かにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。
- 7 対象研究者が、調査開始のとき及び通報等があった事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していないかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施がきわめて困難であると、通報等があった事案にかかる配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。この場合において、本来調査を行うべき研究機関は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

(調査結果の認定)

- 第17条 調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著書の当該論文等及び当該研究活動における役割、不正使用の相当額について認定する。
- 2 調査委員会は、不正行為が行われなかつたと認定される場合であつても、調査を通じて通報等があつた事案が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定も行うことができる。ただし、この場合において、通報者等に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前2項の規定に基づく認定が終了したときは、調査委員会は直ちに本委員会に報告し、その報告を受け、委員長は学長に報告する。
 - 4 調査委員会は、第13条第11項による対象研究者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、対象研究者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
 - 5 不正行為が行われたとの認定があつた場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者の所属する機関は、内部規程に基づき適切な措置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。
 - 6 調査委員会は、対象研究者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為の事実、故意性等から証拠の証明力を判断しなければならない。なお、対象研究者の自認が唯一の証拠である場合には、不正行為の認定とされない。
 - 7 不正行為に関する証拠が提出された場合には、対象研究者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないとときは、不正行為と認定される。
 - 8 生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などにより、対象研究者が本来存在するべき

基本的な要素（以下「基本的な要素」という。）の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合には、前項と同様とする。ただし、対象研究者が善良な管理者の注意をもって履行していたにもかかわらず、その責めによらない事由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合など正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。

9 基本的な要素の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び対象研究者が所属する、または通報等に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合は、前項と同様とする。

10 第13条第11項による説明責任の程度及び前2項に定める基本的な要素については、研究分野の特性に応じ、本委員会が判断する。

（調査結果の通知及び報告書の作成）

第18条 調査委員会による調査結果の報告を受けた本委員会は、調査委員会による調査開始後150日以内に報告書を作成する。ただし、不正行為の有無の確認のため、再実験・解析等において日数を必要とする場合は、この限りでない。

2 本委員会は、調査結果を学長に報告するとともに、速やかに通報者及び対象研究者並びに対象研究者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知しなければならない。対象研究者または対象研究者以外で不正行為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知しなければならない。

3 本委員会は、不正行為が特定不正行為に当たる場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告しなければならない。

4 第1項及び前項における調査結果の報告に記載する事項は、別にこれを定める。

5 通報等が悪意に基づくものであると認定された場合、本委員会は通報者等の所属機関に書面によって通知する。

6 不正行為の存在を確認した場合、研究倫理規程第4条から第6条及び本学公的研究費の取扱いに関する規定第4条から第6条において定める各責任者（以下「責任者等」という。）の管理監督責任が十分に果たされていたかを調査することができる。

7 前項の責任者等の管理監督責任が十分に果たされず、結果的に不正を招いたと判断された場合は、その旨を報告書に記載しなければならない。

8 委員長は、報告書を作成し、速やかに学長に報告する。

9 学長は、前項の報告書を受け、不正行為に係った関係者を指導する。

10 学長は、第8項の報告書を受け、極めて重大な不正行為が存在したと判断するときには、これを理事長に報告する。

11 理事長は、前項の報告書により極めて重大な不正行為の存在が確認された場合は、速やかに本学研究倫理懲戒委員会を設置するものとする。

12 理事長は、第10条の報告により取引先業者の不正行為の存在が確認された場合は、速やかに学校法人城西大学調達規程に基づき、取引業者を処分する。

13 本委員会は、本調査の結果、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、対象研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

（不服申立て及び再調査）

第19条 不正行為と認定された研究者及び責任を果たしていないとされた責任者等は、本委員会による決議の通知の受理日を起算日として10日以内に、本委員会に不服申し立てをすることができる。ただ

し、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報等が悪意に基づくものと認定された通報者等は、その認定について、前項と同様とする。
- 3 不服申し立ての審査は調査委員会が行う。
- 4 不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、本委員会は調査委員交代させ、若しくは追加し、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、本委員会が当該不服申し立てについて、調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- 5 第1項の不服申立てを受けた調査委員会は、その内容を検討し、再調査を実施するか否かを決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと判断した場合には、直ちに本委員会に報告する。
- 6 前項において、本委員会が再調査の必要が認められないと判断したときは、その理由を付して、書面によって、調査対象者に通知するものとする。
- 7 本委員会は、学長に当該決定を報告し、対象研究者に書面によって通知する。このとき、当該不服申し立てが、当該事案の引き伸ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、本委員会は以後の不服申し立てを受け付けないとすることができる。
- 8 第1項の不服申し立てについて、再調査の実施が必要と認めた場合には、本委員会は速やかに新たな調査委員会を編成して再調査を命じることとし、調査委員会は対象研究者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を求めることができる。その場合にはその報告をもって再審議するものとする。
- 9 前項において、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに本委員会に報告する。
- 10 前2項について、本委員会は、学長に当該決定を報告し、書面によって対象研究者に通知する。
- 11 本委員会は、対象研究者から不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、通報者等に書面によって通知する。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。また、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 12 調査委員会が再調査を開始した場合は、不服申し立てを受けた日から50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに本委員会に報告し、本委員会は当該結果を通報者等及び対象研究者並びに通報者等が所属する機関に書面によって通知する。
- 13 第2項について不服申し立てがあった場合、本委員会は、通報者等が所属する機関及び研究対象者に書面によって通知する。
- 14 前項の不服申し立てについては、調査委員会は不服申し立てを受けた日から30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに本委員会に報告する。また、本委員会は、当該結果を直ちに通報者等及び対象研究者並びに通報者等が所属する機関に通知する。
- 15 本委員会は、第12項から第14項に当たる場合は、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告する。

(通報者等及び調査協力者並びに対象研究者の保護)

第20条 本委員会及び調査委員会は、通報者等及び調査協力者に対し、通報等を理由に不利益を受けないよう、通報者等及び調査協力者の名誉、プライバシー等を侵害することのないよう十分に配慮しなければならない。

- 2 対象研究者に対しては、相当な理由なく、単に通報等がなされたことのみをもって不利益な取り扱い

を受けないように、十分に配慮を行わなければならない。

- 3 内部通報において、不正の利益を得る目的、大学または大学研究者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等の不正の目的など、悪意により虚偽の申立てを行った者及び虚偽の情報提供等を行い、その結果、本学の教職員としての品位を傷つける、或いは本学の社会的信用を著しく傷つけた者に対しては、本学業務規則第45条、第46条、第47条、第48条、第49条及び第50条に基づき、適切な措置をとると共に、氏名を公表するものとする。
- 4 外部通報において、不正の利益を得る目的、大学または大学研究者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等の不正の目的など、悪意により虚偽の申立てを行った者及び虚偽の情報提供等を行い、その結果、本学の品位を傷つける、或いは本学の社会的信用を著しく傷つけた者は、処分の対象となる。

(公的研究費に係る不正に対する配分機関等及び文部科学省への調査結果の報告)

第21条 通報等があった日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費の管理、監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に提出しなければならない。

- 2 不正行為の有無の確認のため、再実験、解析等において日数を必要とし、調査が終了していない場合には、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に途中経過を報告し、調査が終了し次第、速やかに最終報告書を提出しなければならない。

(調査結果の公表)

第22条 不正行為が特定不正行為及び公的研究費に係る不正であった場合において、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表しなければならない。

- 2 前項の場合において、公表する内容については、次の各号に定めるところによる。ただし、合理的な理由がある場合は、第1号を非公表とすることができます。

- (1) 不正に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正の内容
- (3) 公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法、手順等

- 3 本委員会は、不正が行われなかつたとの認定があつた場合には、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいした場合、論文等に故意によるものではない誤りがあつた場合は、調査結果を公表する。
- 4 悪意に基づく通報等の認定があつたときは、調査結果を公表する。

(啓発活動)

第23条 本委員会は、統括管理責任者と協力して、不正行為の防止のために、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施するものとする。

- 2 本委員会は、研究倫理教育責任者等と協力して、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施に努める。
- 3 悪意に基づく通報等を防止するため、通報等は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、通報等には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、通報者等には調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく通報等であったことが判明した場合は、氏名の公表や処分等の対象となることを学内外にあらかじめ周知する。

(不正行為に関する通報及び窓口の設置)

第24条 本委員会は、不正行為に関する申立てや情報提供及びこの規程に係る相談・照会等に対応するため窓口を設置する。

2 窓口は、学長室学務課とする。

3 通報及び相談窓口の責任者は、委員長とする。

4 不正行為に関する申立てや情報提供があった場合は、学長室学務課は委員長に報告する。委員長は速やかに学長へ報告する。

(事務)

第25条 本委員会の事務は、学長室学務課が行うものとする。

(改正)

第26条 この規程の改正については、別に定める。

附 則

この規程は、2009年9月18日から施行する。

附 則（2016年度（城）規程2号）

この改正は、2016年7月19日から施行する。

附 則（令和4年度（城）規程第5号）

この改正は、2023年 1月25日から施行する。